

S D S 安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 ダン・セラマロイ
会社名 株式会社 日本歯科金属
住所 大阪府泉大津市池浦町 5 丁目 13 番地 30 号
担当部門 品質保証部
担当者 国内品質業務運営責任者
電話番号 0725-51-7786
ファクシミリ番号 0725-33-8860

2. 危険有害性の要約

GHS 分類

【物理化学的危険性】	可燃性固体	区分外
	自然発火性固体	区分外
	自己発熱性化学品	区分外
	水反応可燃性化学品	区分外
	金属腐食性物質	区分外
【人健康有害性】	急性毒性(経口)	区分外
	急性毒性(経皮)	区分外
	皮膚腐食性・刺激性	区分外
	眼に対する重篤な損傷・眼刺激性	区分 2B
	呼吸器感作性	区分 1
	皮膚感作性	区分 1
	生殖細胞変異原性	区分 2
	発がん性	区分 2
	生殖毒性	区分 2
	特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	区分 1(呼吸器腎臓)
		区分 2(全身毒性)
	特定標的臓器・全身毒性(反復ばく露)	区分 1
		(眼、呼吸器、呼吸器:吸入)
		区分 3(気道刺激性)
【環境有害性】	水生環境慢性有害性	区分 4

上記以外は、分類対象外又は分類できない項目である。

GHS ラベル要素



注意喚起語
危険有害性情報

危険
吸入するとアレルギー、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ
眼刺激
アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ
発がんのおそれの疑い
呼吸器系、腎臓の障害
呼吸器への刺激のおそれ
長期又は反復ばく露による眼、呼吸器の障害
長期的影響により水生生物に有害のおそれ
長期的影響により有害のおそれ
遺伝性疾患のおそれの疑い
全身毒性の障害のおそれ

注意書き

【安全対策】 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
使用前に添付文書入手すること。
必要に応じて個人用保護具や喚起装置を使用し、ばく露を避けること。
喚起が十分でない場合には、適切な呼吸用保護具を着用すること。
粉じん、蒸気、ヒューム、スプレーを吸入しないこと。
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。
取り扱い後はよく手を洗うこと。
環境への放出は避けること。
適切な保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。
汚染された作業衣を作業場から出さないこと。

【応急処置】 吸入した場合、呼吸が困難な場合には、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。
皮膚に付着した場合は、多量の水と石鹸で洗うこと。皮膚刺激又は発疹が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。
眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。コンタクトレンズを容易に外せる場合には外して洗うこと。眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。

S D S 安全データシート

こと。
飲み込んだ場合は、清浄な水で口の中を洗浄する。必要に応じて医師の診断を受けること。
汚染された衣類を再使用する場合には洗濯すること。
ばく露又はその懸念がある場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
ばく露した場合、医師に連絡すること。

【保管】 施錠して保管すること。
【廃棄】 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務を委託すること。

国・地域情報 国内法は第 15 章適用法令を参照のこと。

3. 組成、成分情報

単一製品・混合物
の区別 混合物

成分	ニッケル	クロム	モリブデン	その他		
				ニオブ	銀	(シリコン、鉄、カルシウム)
含有量	65.7%	20.0%	8.0%	6.3%		
官報公示整理番号	該当しない					
CAS No.	7440-02-0	7440-47-3	7439-98-7	7440-03-1	7440-22-4	—

4. 応急処置

吸入した場合 被災者を新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
呼吸に関する症状が出た場合には、医師の診断、手当てを受けること。
気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。

皮膚に付着した場合 皮膚を速やかに洗浄すること。
多量の水と石鹸で洗うこと。
皮膚刺激又は発疹が生じた場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
汚染された衣類を再使用する前に洗濯すること

眼に入った場合 水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合には外すこと。その後も洗浄を続けること。
眼の刺激が持続する場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
医師の手当、診断を受けること。

飲み込んだ場合 清浄な水で口の中を洗浄する。必要に応じて医師の診断を受けること。
気分が悪い時は、医師の手当、診断を受けること。
医師の手当、診断を受けること。
長期又は反復ばく露の影響:眼、鼻、喉、皮膚の変色(銀沈着;銀中毒)を引き起こすことがある。

5. 火災時の措置

消化剤 この製品自体は、燃焼しない。
特定の消化法 危険でなければ、容器を火災区域から移動する。
移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
消化を行う者の保護 消火作業の際は、適切な空気呼吸器と化学用保護衣を着用すること。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置 関係者以外の立ち入りを禁止する。
作業者は適切な保護具(「8.ばく露防止及び保護措置」の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
環境に対する注意事項 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。
回収・中和 漏洩物は掃き集めて空容器に回収する。

7. 取り扱い及び保管上の注意

取扱い 皮膚、眼との接触、粉じんやヒュームの吸入を避けるため、適切な保護具を着用すること。
保管 容器を密閉し屋内の換気の良い場所で保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策 局所排気装置、安全シャワー洗眼器等
管理濃度 未設定
許容濃度

成分	ニッケル	クロム	モリブデン	銀
----	------	-----	-------	---

S D S 安全データシート

日本産業衛生学会 (2005 年版) ACGIH (2005 年版)	1mg/m ³ TLV-TWA:1.5 mg/m ³	0.5mg/m ³ (金属クロム) TLV-TWA:0.5mg/m ³ (Metal)	— TLV-TWA:10mg/m ³	0.01mg/m ³ TLV-TWA:0.1 mg/m ³
--	---	--	----------------------------------	--

保護具	呼吸器の保護具 皮膚及び身体の保護具 手の保護具 眼の保護具	適切な呼吸器保護具を着用すること。 適切な保護衣、保護面等を使用すること。 適切な保護手袋を着用すること。 適切な眼、顔面用の保護具を着用すること。
衛生対策	取扱い後はよく手を洗うこと。 汚染された作業衣は作業場から出さないこと	

9. 物理的及び化学的性質

形状	塊状
におい	無臭
沸点	データなし
液相点	1350℃
引火点、自然発火点	データなし
密度	8.3
蒸気圧、蒸気密度	データなし
溶解度(水)	データなし
爆発限度	データなし

10. 安全性及び反応性

安定性	予期される通常の保管及び取り扱いの条件において安定と考えられる。
危険有害反応可能性	強酸化剤と激しく反応、希塩酸や希硫酸、アルカリと反応する。
避けるべき条件	粉じんの堆積、拡散。
混触危険物質	強酸類、強塩基類、濃過酸化水素溶液、アンモニア(乾燥時)、希硝酸、濃硫酸、強酸剤、希塩酸、希硫酸、アルカリ、アルカリ炭酸塩
危険有害な分解生成物	燃焼の際は、刺激性もしくは有毒なヒュームやガスを放出することがある。

11. 有害性情報

呼吸器感作性	蒸気などを吸入するとアレルギー、鼻炎、気管への刺激反応、喘息又は呼吸困難を起こすおそれ。 日本職業・環境アレルギー学会のリストに記載されていることに基づき区分1に分類した。
皮膚腐食性・刺激性	ウサギによる試験で Slightly irritaing の記載がある。
皮膚感作性	アレルギー性皮膚反応を引き起こすおそれ。
眼への刺激性	粉じんとして眼に入った場合は、炎症を起こす可能性がある。眼刺激(区分2B)
急性毒性(経口)	(ニッケル) ラット LD50>9000mg/kg(区分外) (クロム) ラット データなし(区分外) (銀) ラット LD50>5000mg/kg
急性毒性(経皮)	(銀) ラット LD50>2000mg/kg
発がん性	(ニッケル) ラット がんや肉腫の発生が見られている (クロム) ラット データなし(区分外) (クロム) ラット 体細胞変異原性試験で陽性の結果に基づき区分2に分類した。
特定標的臓器・全身毒性(単回ばく露)	(ニッケル) ラット 雄ラットの吸入ばく露試験において 0.5mg 以上の投与量において肺胞上皮細胞の障害を引き起こした。 (クロム) 区分2 全身毒性の障害のおそれ。呼吸器への刺激のおそれ。 (銀) 呼吸器系の障害(区分1)

S D S 安 全 データシート

特定標的臓器・全身 (ニッケル)
毒性(反復ばく露)
区分1(呼吸器)
(クロム)
データ不足のため分類できない
(銀)
長期又は反復ばく露による眼、呼吸器の障害。

12. 環境衛生情報

水性環境急性有害 データ不足のため分類できない
性
水性環境慢性有害 区分 4
性

13. 廃棄上の注意

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託、又は規則に従い処理する。

14. 輸送上の注意

注意事項 荷崩れ等に注意する。

15. 適用法令

消防法 該当しない
労働安全衛生法 ニッケル :名称等を通知すべき有害物
(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9) (政令番号 1-308)
クロム :名称等を通知すべき危険物及び有害物
(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9) (政令番号 第 142 号)
銀 :名称等を通知すべき危険物及び有害物
(法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2、別表第 9) (政令番号 第 137 号)

化学物質排出把握 管理促進法 (PRTR 法) ニッケル :第 1 種指定化学物質
(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) (政令番号 1-308)
クロム :第 1 種指定化学物質
(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) (政令番号 第 87 号)
銀 :第 1 種指定化学物質
(法第 2 条第 2 項、施行令第 1 条別表第 1) (政令番号 第 64 号)

16. その他の情報

記載内容のうち、含有量、物理化学的性質の値は保証値ではありません。
本記載内容は、現時点で入手できる資料、情報データに基づいて作成しており、新しい知見によって改訂されることがあります。
また注意事項は通常の取り扱いを対象としたものであって、特殊な取り扱いの場合には十分な安全対策を実施のうえでご利用ください。
尚、本製品は歯科用として設計しておりますので、他の用途にご使用なさらないようお願いします。